

第4回定例会

・審議した議案①

第4回定例会が12月17日から18日の間で開催され、議案14件、発議1件、報告1件の審議を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

遠軽地区広域組合ごみ焼却施設建設事業の交付金算定誤りに対する返還金436万円を補正

人事院勧告に基づく人件費の補正及び関係する条例改正を議決

審議した議案

予算

■令和元年度一般会計補正予算(第3号)
1817万円が追加され予算の総額が49億8026万円になりました。

- 【主な歳入】
- ・普通交付税 1000万円
- ・土地・建物売払収入 173万円
- ・株式売払収入 276万円
- ・社会福祉事業寄付金 100万円
- ・スポーツ振興くじ助成金 158万円
- 【主な歳出】
- ・給料(一般職) 1037万円

- ・職員手当等(一般職) 657万円
- ・修繕料(財産管理費) 277万円
- ・公金クレジット決済手数料 263万円
- ・ふるさと納税業務代行委託料 ▲115万円
- ・遠軽地区広域組合負担金 436万円
- ・国民健康保険特別会計繰出金 ▲1324万円
- 令和元年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
6872万円が追加され、予算の総額が8億9588万円になりました。
- 【主な歳入】
- ・普通給付費等交付金(普通交付金) 6867万円

- ・その他一般会計繰入金 ▲1324万円
- ・その他繰越金 1329万円
- 【主な歳出】
- ・一般被保険者療養給付費負担金 5023万円
- ・一般被保険者高額療養費負担金 1843万円
- 令和元年度介護保険特別会計補正予算(第3号)
30万円が追加され、予算の総額が5億3787万円になりました。
- 令和元年度介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
135万円が追加され、予算の総額が2億6372万円になりました。
- 【主な歳入】
- ・前年度繰越金 135万円
- 【主な歳出】
- ・職員手当(一般職) 99万円

条例

■附属機関設置条例の制定
各種委員会など町の附属機関を設置する場合、条例で規定する必要がありますが、設置根拠が規則・規定となっているものが9委員会あることから、一括して条例により規定するための条例を制定するものです。

■印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律」が施行されたことに伴い、関係する町の条例を改正するものです。

この改正により成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されないようにする所要の手続き規定が整備されます。

一部の嘱託職員を正職員化

■職員定数条例の一部改正
厳しい財政状況にあっても効果的・効率的な行政サービスの提供を行うため、職員の適正配置について検討が行われた結果、これまで嘱託職員を配置していた特養介護職員及び保育士等について、正規職員として配置することになったことから、次の通り職員の定数を改めるため、条例を改正するものです。

- ・町長の事務部に属する職員 95名→103名(+8名)
- ・簡易水道事業に属する職員 4名→3名(▲1名)
- ・下水道事業に属する職員 3名→2名(▲1名)
- ・特別養護老人ホームに属する職員 15名→31名(+16名)
- ・体育施設に属する職員 4名→3名(▲1名)
- 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正
「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に

関する法律」が施行されたことに伴い、関係する町の条例を改正するものです。

なお「職員の分限」とは、町職員の公務員としての身分の変動(休職・免職など)を意味します。

■第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正
第1号会計年度任用職員の報酬時間額の上限を、25000円から28000円に3000円引き上げるため、条例を改正するものです。

これは令和2年度から第1号会計年度任用職員として、若佐小学校の複式学級解消のための教員配置に対し、北海道の時間講師単価を用いて報酬を支払う予定ですが、現在の報酬時間額上限25000円では道単価を下回っていることから、上限の引上げを行うものです。

人事院勧告に基づく条例改正

■議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

■特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部改正

■職員の給与に関する条例の一部改正
■第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正
これら4件については、令和元年度人事院勧告に基づく国の対応に準じて、町職員の給与や手当などの改定を行うため、関係する町の条例を改正するものです。

主な改正の内容は次の通りです。

①月例給の改定
本年4月の時点で公務員給与が民間給与に比べて0.09%下回っていたことから、その差を埋めるため初任給及び若年層の俸給月額を引き上げます。

これにより大卒者に係る初任給で15000円、高卒者に係る初任給で20000円の引き上げとなります。

②住居手当の改定
公務員宿舍使用料の上昇及び民間の状況等を踏まえ、住宅手当の支給対象になる家賃の下限を1万2000

円から1万6000円に引き上げ、住居手当の上限額を2万7000円から2万8000円に引き上げます。

なお、この改定により住居手当が2000円を超えて減額となる職員には、1年間の経過措置が設けられています。

③ボーナスの改定
昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間と公務の支給状況を比較したところ、公務の支給月数4.45月に對して、民間の支給割合が4.51月であったことから、公務員の支給月数を4.50月と0.05月引き上げます。

なお、この引き上げ分は勤務実績に応じた給与を推進するため、全て勤勉手当に配分されます。



第4回定例会

・町長行政報告

町長行政報告 (要旨)

■遠軽地区広域組合「ごみ焼却施設建設事業」交付金返還に係る構成町の負担
 昨年実施された会計検査院の実地検査において、平成25年から29年までの間に国の交付金を受けて行われた建設事業において、交付金取扱要領に定められた諸経費率と異なる率等を用いたこと、また、交付対象とならない整備費用が含まれていたことから、交付金の算定が過大となっていたこと指摘を受けました。

遠軽地区広域組合が算定した交付対象事業費は4億5569万円となっておりますが、会計検査院の算定では3億8887万円となり、6682万円が過大とされ、これに係る交付金2227万円が過大交付とされたことから、本町の返還金負担額436万円について、



国の交付金を過大計算していた広域組合のごみ焼却施設

今定例会に遠軽地区広域組合負担金として補正予算を提案しております。

■ふれあいインさろまの運営
 NPO法人「ふれあいインさろま」について、12月27日付けで事業を縮小するとの報告がありました。

縮小後は安心ハウスのどかⅡの入居者を安心ハウスのどかに集約し、街の駅とともに当面休止した上で、本施設の新設の譲渡先を探るか、他の事業展開ができないか模索することです。

ふれあいインさろまに対し

ては、施設の開設などに補助金を交付しており、施設休止中の取扱や交付済みの補助金の返還等について北海道との協議を進めることと、入居者やその家族に安心していただけるサービスを継続するように申し入れました。

■農業について
 今年の春は雪解けが例年に無く遅く心配されましたが、その後は天候に恵まれ、作物全般で平年を上回る出来となりました。

畜産関連では、乳価は値上げとなったものの生産資材価格が不安定な状況で、搾乳戸数の減少を規模拡大した酪農家が補っております。

本年の農業販売額全体では、当初計画96億6000万円に対し、実績は計画を0.8%上回る97億3400万円程度となる見込みです。

■漁業について
 外海はたて漁業については販売は順調に推移しており、さけ定置網漁業は漁獲量は昨年並みでしたが、単価が3割程度下がり、対前年比70%の水揚げ額となりました。

本年の佐呂間漁業協同組合

の総水揚げ額は、昨年対比107%の31億円が見込まれています。

■林業について
 町有林については、造林事業・下刈事業・除間伐事業を実施し、国の補助制度を活用しながら継続的な森林資源の保全に務めております。

民有林については、森林組合が補助制度を活用しながら造林事業・下刈事業などを実施し、適切な保護育成が進められております。

■商工業について
 プレミアムふるさと商品券については冬の販売が11月24日から実施されております。

商工業活性化補助金などの補助事業について、年度末までさらに利用を促進し、町内消費活動の活発化につながることを期待しています。

■公共事業の執行状況
 本年度の工事と委託事業については、事業件数39件、事業総額は4億7300万円の事業が発注され、現在までに多くの事業が順調に完了を迎えております。

第4回定例会

・審議した議案③

その他

■オホーツク町村公平委員会規約の一部変更
 オホーツク町村公平委員会の事務職員の定数を、「2人」から「4人以内」に変更するため規約の変更を行うものです。

そこで議会としても第5期総合計画について審議するための特別委員会を設置する決議が提案され、全会一致で可決、議長を除く9名の議員が委員となり特別委員会が設置されました。

また、同日開催された特別委員会において、委員長に三田委員、副委員長に船木委員が選任されました。

報告

■「公平委員会」
 職員の勤務条件に関する要求や不利益処分に関する審査を行うため、普通地方公共団体が設置する組織で、複数の自治体で共同設置することもできるため、オホーツク管内では13町村4組合が共同で設置している。

■総務福祉・産業文教常任委員会・議会運営委員会
 所管事務調査報告
 総務福祉・産業文教常任委員会と議会運営委員会が合同で、令和元年10月28日から31日にかけて道内の先進自治体を視察した、道内行政調査について報告が行われました。

発議

■第5期総合計画審査特別委員会の設置
 総合計画とは町の政策と将来の目標に関する基本的指針であり、現在の第4期総合計画は令和2年度で計画期間が終了することから、町では令和3年度から令和12年度までの第5期総合計画の策定作業を進めています。

(詳しい内容については議会ニュース12〜15頁に掲載)



令和2年第1回定例会は3月に開催されます!!

役場2階の議事堂で開催されます。
 日程の詳細は、町広報3月号の折込チラシをご覧ください。
 だき、ぜひ傍聴にお越しください。



議場傍聴席入口に掲示された傍聴の心得

◎傍聴したいときは
 役場2階の議場傍聴席入口前で、傍聴人受付票に住所氏名等を記入の上、受付箱に投函した後に傍聴席にお入りください。

事前の申し込みは不要ですが、傍聴定員は12名となっております。団体での傍聴を希望される場合は、あらかじめ議会事務局にご相談ください。

◎傍聴時の注意事項
 傍聴をする場合は、会議を妨害したり、許可なく写真撮影や録音などはできない決まりになっております。また、携帯電話も電源をお切りください。